発 行

東京都

## 次

目

○建築基準法による一団地の区域の認定取消し(二 件) ………(都市整備局市街地建築部建築指導課

○建築基準法による一団地の区域…………(同)…

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区 …………(環境局環境改善部化学物質対策課

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区 .....(同)…  $\equiv$ 

○漁船損害等補償法による付保義務の発生…………

……(産業労働局農林水産部水産課)…

## 示 公

叮

○当せん金付証票の発売委託…(財務局主計部公債課) pu

○大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……… …………(産業労働局商工部地域産業振興課)

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……(同)…

○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……(同)…

○大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概 同

月日

## ●東京都告示第千二百三十一号 告

で、 第八十六条の五第二項の規定による認定の取消しをしたの 域について、建築基準法 令和元年東京都告示第十号により告示した一団地等の区 同条第四項の規定により告示する。 (昭和二十五年法律第二百一号)

令和三年十月四日

認定を取り消した一団地等の区域の地名地番及び取消年 東京都知事 小 池 百 合 子

認定を取り消した区域の地名地番 取消年月日

月日

日

令和三年九月七

港区三田五丁目六十六番四

●東京都告示第千二百三十二号

pu

二百一号)第八十六条の五第二項の規定による認定の取消 しをしたので、同条第四項の規定により告示する。 団地等の区域について、建築基準法(昭和二十五年法律第 平成十三年東京都告示第七百七十六号により告示した一

令和三年十月四日

六 **==** 

東京都知事 小 池 百 合 子

認定を取り消した一団地等の区域の地名地番及び取消年

## 報

雑

○当せん金付証票の発売委託…………… -------(全国自治宝くじ事務協議会)… 八

## 示

●東京都告示第千二百三十三号

一部及び三十四番 中央区日本橋一丁目四番、

認定を取り消した区域の地名地番

三十二番の

十一日 令和三年八月 取消年月日

建築基準法

(昭和二十五年法律第二百一号) 第八十六条

より一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。 第一項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定に

## 東京都知事 小 池 百 合子

令和三年十月四日

対象区域の地名地番及び認定年月日

港区三田五丁目六十六番四の一部 対 象 区域の地名地 令和三年九月七 認定年月日

# 認定計画書の縦覧場所

第二本庁舎三階中央 東京都都市整備局市街地建築部建築指導課 (東京都庁

# ●東京都告示第千二百三十四号

条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により 七号により指定した区域の一部の指定を解除するので、 第二項の規定により、平成二十八年東京都告示第九百八十 次のとおり告示する。 土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条 同

令和三年十月四日

東京都知事 池 百合子

目地内) 指定を解除する区域 別図のとおり (北区十条台一丁

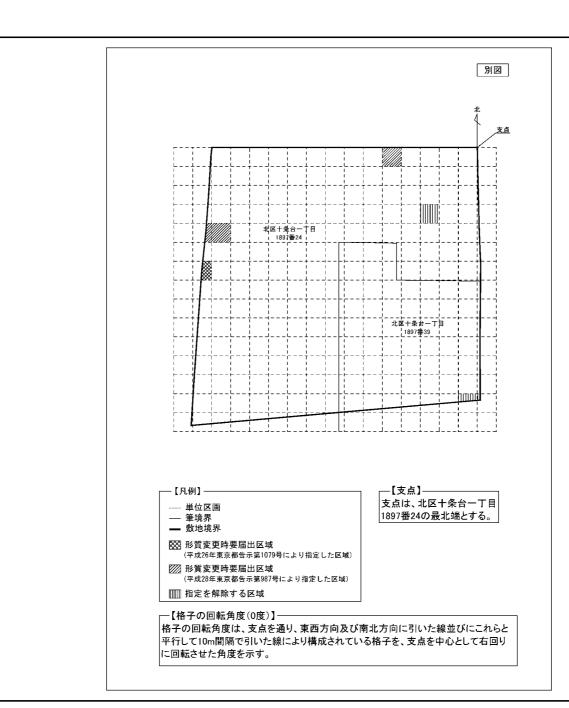
土壌

汚染対策法施行規則

宷

-成十四年環境省令第二十

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去なかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物 九号)第三十一条第一項及び第二項の基準に適合してい



3

講じられた汚染の除去等の措置

土壌汚染の除去

# ●東京都告示第千二百三十五号 土壤汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号)

とおり告示する。 項において準用する同法第六条第二項の規定により、 より指定した区域の全部の指定を解除するので、 一項の規定により、 令和三年東京都告示第千二十五号に 同条第三 次の

令和三年十月四日 東京都知事

小

池

百 合

0度42分50秒

起点

目地内) 指定を解除する区域 別図のとおり (中野区中野 四 1

九号)第三十一条第二項の基準に適合していなかった特 定有害物質の種類 土壤汚染対策法施行規則 鉛及びその化合物 (平成十四年環境省令第二十

Ν

別図

中野区中野四十目2番139

-【凡例】

- 単位区画

筆境界·敷地境界

指定を解除する区域

----【起点】-----起点は、中野区中野四丁目2番139 の最北端とする。

-【格子の回転角度 0度42分50秒】 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北 方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で 引いた線により構成されている格子を、起点を中心 として、右回りに回転させた角度を示す。

# ●東京都告示第千二百三十六号

たので、法第百十二条の二第三項及び漁船損害等補償法施 行規則(昭和二十七年農林省令第十八号)第二十五条の規 を同条第三項の規定により審査した結果、次の加入区につ 定により告示する いて法第百十二条第一項の規定による同意があったと認め 「法」という。) 第百十二条の二第二項の規定による届出 漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号。以下

る。 損害保険に付すべき義務は、令和三年十月五日から発生す なお、法第百十二条第一項の規定による指定漁船を普通

令和三年十月四日

公

報

百 合子

東京都知事 小 池

告

東

京

小笠原母島加入区

都

小笠原島加入区

## 示 **公**

●東京都公安委員会告示第275号

則第6条の規定により次のとおり告示する。 安委員会規則第23号) 第8条の規定により、駐車監視員資 格者講習(以下「講習」という。)を実施するので、同規 確認事務の委託の手続等に関する規則(平成16年国家公 ယ

令和 3 年10月 4 日

東京都公安委員会

委員長 ᆣ # 久美子

Ш

講習の実施日時

 $\widehat{\mathbf{I}}$ 

V

日)の2日間

午前9時から午後5時10分まで

4

令和3年12月11日(土曜日)

午前9時30分から午前10時30分まで

2 第2回

V 難蹈

令和3年12月2日(木曜日)及び同月3日(金曜

日)の2日間

午前9時から午後5時10分まで

 $\angle$ 

令和3年12月11日(土曜日)

午後2時50分から午後3時50分まで

講習の実施場所

2

有明フロンティアビル B棟5階会議室

江東区有明三丁目7番26号

160名(予定人員になり次第締め切る。) 講習予定人員

なお、講習予定人員のうち、第1回及び第2回は各80

申込手続

名とする

(1) 受付期間

令和3年10月18日(月曜日)から同月20日(水曜

 $\equiv$ 四

発売期間

がまり

2 受付時間

第1回

智

3

受付場所

午前8時30分から午後5時15分まで

令和3年11月29日(月曜日)及び同月30日(火曜

4

申込書類

都内各警察署交通課

5 受講手数料

日の午前8時30分から午後5時15分までの間において

員資格者講習受講申込書は、日曜日及び土曜日を除く

駐車監視員資格者講習受講申込書

1通(駐車監視

都内各警察署交通課において配布する。

において絶入すること。

20,000円(申込時に、警察署会計係又は会計厚生係

Ŋ

問合せ先

館託 03

警視庁放置駐車対策センター企画運用係

(3581) 4321 内線 7870-5123

## 公 告

当せん金付証票の発売委託について

和二十三年法律第百四十四号)第六条第三項の規定により られた日までに申請してください。 次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定め 当せん金付証票の発売について、当せん金付証票法 韶

令和三年十月四日

東京都知事 小 池 百合子

第二千五百二十三回東京都宝くじ

発売総額及び枚数 二億五千万円 二百五十万枚

証票金額 一枚百円

日まで 令和四年一月五日から同月二十五

5	弇	3和3	年1	0月4	4日	(月	曜日	)			東	京	. ‡	祁	公	報								(	第1	743	80号)
Į.	四 :	Ξ =	_	_				九	八	七	六	=	EL.	几	Ξ	=	-	_		+	九	八		七		六	五
20 EVENTED	発売 期間	証票金額	<b>発売公頂及が女汝</b>	名称			その他	受託申請期限	その他発売経費	せん金支払手数料売りさばき及び当	囲気託対象事務の範		当せん金の総額	発売期間	証票金額	発売総額及び材数	と言い言とだて文	名称		その他	受託申請期限	その他発売経費	せん金支払手数料	売りさばき及び当		委託対象事務の範	当せん金の総額
7 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1	令和四年一月十二日から司年二月一	一枚二百円	十意 <u>写</u> 互写写文	第二千五百二十五回東京都宝くじ		票法その他関係通達による。	受託事務の履行は、当せん金付証	令和三年十月十八日	発売総額に対して千百四万円	千七百円発売総額に対して千九百十六万九	のうち発売企画を除く全ての事務当せん金付証票の発売に係る事務	ションカタイ リコン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	発売総額に対して九千五百万円	日まで「日五日から同年二月一一	-   枚二百円	二億円 百万枚		第二千五百二十四回東京都宝くじ	票はその他関係通道による。	受託事務の履行は、当せん金付証	令和三年十月十八日	発売総額に対して千八百五十万円	万一千六百九十円	発売総額に対して二千五百七十八	事	当せん金付証票の発売に係る事務	円発売総額に対して一億七百四十万
三	二	_			+	九	八		七	六	$\overline{B}$		Д	∃ ∃	=		-		十	九	八		七		六		ī.
証票金額	発売総額及び枚数	名称			その他	受託申請期限	その他発売経費	せん金支払手数料	売りさばき及び当	囲委託対象事務の範	当せん金の総額	<u>.</u>	务壳类瞿	<b>芝</b> 克明引	発売総額及び材数	会表 (でで) でで	<b>台</b> 本		その他	受託申請期限	その他発売経費	せん金支払手数料	売りさばき及び当	囲	委託対象事務の範	当代との総名	当まし金り会質
一枚二百円	三億円 百五十万枚	第二千五百二十七回東京都宝くじ		票法その他関係通達による。	履行は	令和三年十月十八日	発売総額に対して千八百五十万円	万一千六百九十円	発売総額に対して二千五百七十八	のうち発売企画を除く全ての事務当せん金付証票の発売に係る事務	円売の変して一億七百四十万分		日まで「一年の日本で、日まで」「日まで」「日本の日本三月プロカラ同年三月一日まで		二億五千万円 二百五十万枚	: :			票法その他関係通達による。受託事務の履行は、当せん金付証	令和三年十月十八日	発売総額に対して六千百二十万円	千六百九十円	発売総額に対して九千二百七万八	のうち発売企画を除く全ての事務	金付証票の	十万円	を見念頂こす ンロ第三千四百七一日まで
_		=	+	九		八	t	î	六	五		四	三	二	_			十	九	八		七		六		五.	四
名称		1	その他	受託申請期限		その他発売経費	せん金支払手数料売りおける	記) s. ば s. を ド 自	囲委託対象事務の範	当せん金の総額		発売期間	証票金額	発売総額及び枚数	名称			その他	受託申請期限	その他発売経費	せん会学打手数米	せん金女公兵 数斗売りさばき及び当	囲	委託対象事務の範		当せん金の総額	発売期間
第二千五百二十九回東京都宝くじ			受託事務の履行は、当せん金付証	令和三年十月十八日	万円	発売総額に対して三千六百七十二	万八千百九十円		のうち発売企画を除く全ての事務当せん金付証票の発売に係る事務	十万円 十万円 発売総額に対して二億六千五百九	日まで	令和四年三月五日から同月三十一	一枚二百円	六億円 三百万枚	第二千五百二十八回東京都宝くじ		要治その 化関係逆旋 いこる	票去その也関系通達こよる。受託事務の履行は、当せん金付証		円発売総額に対して千六百五十六万	刀二十月	万二千円発売総額に対して二千七百八十五	のうち発売企画を除く全ての事務	当せん金付証票の発売に係る事務	十万円	発売総額に対して一億四千二百五	日まで令和四年二月九日から同年三月八

(\$	<b>育17</b>	743	30₹	<u>.</u>									東	疗	ī	都 :	公	報			令	和3	年1	0月	4日	(月曜)	∃)	6
	ー に 到	   	- - 	忝えて、	あっ	にあ	とす	な	する。	より	舗の	— 注	1 -	- 大			_	十	九	八二	. t	:	六		五	四	Ξ	_
	に到着するよう提出してください。	<b>局商工部地域産業振興課</b>	,		あっては所在地)三意見	にあっては団体名及びその代表者の氏名)	とする者は、意見の内容	なお、法第八条第二百	0	より次のとおり公告し、	の新設について届出があったので、	法」という。)第五条	,	大規模小売店舗立地去	ついて	大規模小売店舗立		その他	受託申請期限	その他発売経費	料当		野芸対象事務の範		当せん金の総額	発売期間	証票金額	発売総額及び枚数
	(ください。	16(新宿区西新宿二丁目八番一号)		令和三年十月四日から四月以内に東京都産業労動	三意見を述べる理由」を記載した書面を	この代表者の氏名) □住所(団体に	意見の内容を記載した書面に「一氏名(団体	法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう		その届出及び添付書類を縦覧に供	おあったので、同条第三項の規定に	)第五条第一項の規定により大規模小売店		4(平成十年去聿第九十一号。以下一		大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出に		票法その他関係通達による。受託事務の履行は、当せん金付証	Ц	発売総額に対して千四百八十万円	千九百九十円 千九百九十円	のごと発売金画を防く全ての事務	))の発売と可さな、全てり事務 当せん金付証票の発売に係る事務	F.	売総額に対して八千四百九十万	日まで 令和四年三月九日から同月三十一	一枚百円	二億円 二百万枚
	十六			十五		- [2	-  4	十三		<u>+</u>			+		十	九		八	七	六	五.	四		Ξ	$\vec{-}$	_		
1	荷さばき施設に	び位置	の出入口の数及	駐車場	できる時間帯	利用することが		の閉店時刻 小売業を行う者	の開店時刻	小売業を行う者	容量	施設の位置及び	発棄物等の保管	置及び面積	荷さばき施設の位	収容台数配置及び		収容台数駐車場の位置及び	店舗面積の合計	新設をする日	氏名又は名称小売業を行う者の	設置者住所		設置者名	店舗所在地	店舗名	東	令和三年十月四日
	二十四時間			四箇所 店舗南側ほか		   		二十四時間営業ほか		二十四時間営業ほか		-	店舗内 百三十七・八八立方メー		店舗内 千六平方メートル	店舗内、六十台		店舗内 五十九台	四千八百二十三平方メートル	令和四年八月一日	未定	中央区八重洲二丁目七番二号ほか	組合ほか一名	八重洲二丁目北地区市街地再開発	中央区八重洲二丁目一番ほか	再開発事業八重洲二丁目北地区第一種市街地	東京都知事 小 池 百合子	
東京都知事 小 池 百合子	<b>一个利三年十月四日</b>	今日三年	に到着するよう提出してください。	局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)	添えて、令和三年十月四日から四月以内に東京都産業労働		にあっては団体名及びその代表者の氏名) (「住所(団体に		<sup>界</sup> 八条第二項の規定に基づき、	その届出及ひ添付書類を総覧に供する。		,	舗の変更について届出があったので、同条第三項において	「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店	大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下	ついて	大規模小売店舗立地法に基つく変更の届出に		時までを除く。	分まで。ただし、正午から午後一  二十  縦覧時間  一年前九時三十分から午後匹時三十			十九 縦覧期間		   十八 縦覧場所   東京都産業労働局商工部地域産業	十七 届出日 令和三年九月十三日	きる時間帯を行うことかで	おいて荷さばき

	_	7	ŕ	<b>分利</b>	13 <sup>4</sup>	<b>手1</b> (	月4	日	(J	]曜日	1)				Ţ	東	京	都		公	報	!								(\$	<b>第17</b>	430	号)
大規模小売店舗立地法に基づく意見の機要に イ 機要 所の代名人は名称					十六				十 五			十四四	十三	十二		+			+		九					七	六		Ŧī.	四	三	$\vec{-}$	-
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八 五 縦覧場所 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八 五 縦覧場所 大規模小売店舗の届出の公告に係る 常型 1 ンズ・アンド・カンパニー・リミテ で 職取者 港区長 7 聴取者 港区長 で。ただし、当該意見を縦覧に供する。 ク和三年十月四日 東京都知事 小 池 百合子 七 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課 今和三年十月四日から同年十一月四日ま 「新宿区西新宿二丁目八番一号」に定める 「大規模小売店舗の保理により次の人おり」 で。ただし、当該意見を縦覧に供する。 大規模小売店 で。ただし、当該意見を縦覧に供する。 「大規模小売店舗 「本 縦覧場所」東京都会の第一十一月四日ま 「												縦覧場所		変更日	者の代表者名	業		の代表者名	変更前の小売業者	の住所	0)		の小売業者	称	業者の氏名又は名	変更を行った小売	の氏名又は名称変更後の小売業者	の氏名又は名称	変更前の小売業者	設置者住所	設置者名	店舗所在地	店舗名
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八 五 縦覧場所 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八 五 縦覧場所 意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。 令和三年十月四日 一 店舗名 (仮称)コーンズ・ハウスⅡ 一 店舗名 (仮称)コーンズ・ハウスⅡ 一 店舗名 (仮称)コーンズ・ハウスⅡ 一 店舗所在地 港区芝三丁目四十六番三ほか つ 収受日 令和三年九月十五日 中 収受日 令和三年九月十五日 本 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課 令和三年九月四日から同年十一月四日ま 一 店舗名 (新宿区西新宿二丁目八番一号) に定める (新宿区西新宿二丁目八番一号) に定める (新宿区西新宿二丁目八番一号) に定める (本 展覧時間 中前九時三十分から午後四時三十分まで。 大規模小売店舗 (本 展覧時間 中前九時三十分から午後四時三十分まで。			時までを除く。	با	く	学位章一号/ VS&ス位目で降く	を列育上号) こ定りる木目を余い。 日に関する条例(平成元年東京都	月四日まで。ただし、東京都の休	令和三年十月四日から令和四年二	一号)	振興課(新宿区西新宿二丁目八番	東京都産業労働局商工部地域産業	令和三年九月九日	令和三年三月一日ほか		恒夫	(合同会社西友)	・マレドス	ル・		愛知県名古屋市中区錦一丁目六番					合同会社西友ほか一名	合同会社西友ほか八名		合同会社西友ほか八名	町田市森野一丁目十四番十号	有限会社澁谷ビル	町田市森野一丁目十四番十七号	西友町田店
て		ア				<u> </u>	_	1		t							ウ	イ	ア	•				<u> </u>	<u>-</u> -		^	意見	意見な	条第	大		
見の概要に   中 収受目   中 収受   中 収   中			恵見				名							<b>樅覧期間</b>		<b>樅覧場所</b>	収受日	概要			息見	設置者名			店舗名		<sup>令和三年十月</sup>	の概要を公告	を聴取したの	一項の規定に	<b>規模小売店舗</b>	ついて	大規模小売
見の概要に   中 収受目   中 収受   中 収   中		品川区		罗急棒	<b>東急朱</b> 4	品川区市	東急五日			ただし、	- f	木目を会	で。ただ	令和三年	(新宿区	東京都幸	令和三年	意見ない	港区長			ッコドルン	1	港区芝	(仮称)	東京	百日			より大坦	立地法		店舗立地
見の概要に   中 収受目   中 収受   中 収   中	,	K		コ会社	八公士	<b>界五反田</b>	及田ビル			正午から	·  }	- 7	に巨東軍にし、東	十十月加	<b>丛西新宿</b>	<b>性業労働</b>	十九月十	L						三丁目皿	コーン	都知事		談意見を	<b>米第三</b> 項	<b>观模小</b> 壶	(平成十		地法に其
見の概要に   中 収受目   中 収受   中 収   中						二丁目	$\widehat{\Xi}$			から午後のから午		2者 务务	水京都の	目から	型丁目	局商	五日						1	一十六番	・ズ・ハ	小		で縦覧に	気の規定	元店舗の	-年法律		坐づく音
P										· 一時ま ・ 後匹時	i i	第十号:	作日に	同年十	八番一	部地域																	見の概
(三) アウイアウイアウイアウイアウイアウイアウイアウム     (三) 大規模のの条件     (三) 大規模のの大規模のの大規模のの大規模のの大規模のの大規模のの大規模のの大規模の						号	スクエ			でを除る	•	に気気	一こ言	一月四	号	産業振										合子		0	次のと	公告に	号)		要に
店設店店設店店窓店   店名   三							<i>y</i>			。で	<u>.</u>	Z	分条の例	ま		課						: ブ	-										
店設店店設店店窓店   店名   三			( <u>=</u>	<u>(</u> )	ウ	イ	(二) ア	)	ウ	,	ſ		(一) ア	一		令	供する	の規定		条第四页	大規												
意見なし  章和三年九月十五日  令和三年九月十五日  令和三年九月十五日  令和三年十月四日から同年十一月四日  で。ただし、東京都高二丁目八番一号) で。ただし、東京都の休日に関する条例で。ただし、東京都の常日に関する条例で。ただし、正午から午後一時までを除く。  「平成元年東京都の意見について、同条第六百による東京都の意見について、同条第六百による東京都の意見について、同条第六百による東京都知事 小 池 百合子東京都知事 小 池 百合子東京都近世ル 八王子市散田町三丁目七百四十五番 (仮称) 美ささ不動産株式会社 (仮称) 美ささ不動産株式会社 東久留米市上の原二丁目二番地ほか石名 株式会社SMBC信託銀行 西武池袋本店・池袋パルコ・池袋ショッピングパーク			店舗	i	設置	店舗	店舗		設置	J	吉浦		店舗	舗名、 古		和三年-		ん に より	. (	貝の規定	模小売 <sup>5</sup>	の概要は	大規模・		1	覧時間			覧期間		覧場所	収受日	概要
元文とし、 元子、一月十五日 一三年九月十五日 一三年十月四日から同年十一月四日本ただし、東京都の休日に関する条何ただし、東京都の休日に関する条何ただし、正午から午後四時三十分まで、正午から午後一時までを除く。 一成元年東京都条例第十号)に定めるで成二年東京都の意見について、同条第六百、 東京都知事 小 池 百合子東京都の意見 (仮称)美ささ不動産西八王子駅前高業施設ビル 下上の原二丁目七百四十五番美ささ不動産株式会社SMBC信託銀行 本大会社SMBC信託銀行 本大会社SMBC信託銀行 本大会社SMBC信託銀行 本大会社SMBC信託銀行 本大会社SMBC信託銀行 本大会社SMBC信託銀行 本大会社SMBC信託銀行			2	1	者 名	所 在 地	名	1 2	者 名	) 7	近 生 也		名	占舗所在		十月四日		かりと		正による	店舗立地	について	小売店舗	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \		た 午 だ 前	休日	並	で令の	· 新	東	令和	意目
月十五日 (月十五日 (労働局商工部地域産業振興理 (労働局商工部地域産業振興理 (労働局商工部地域産業振興理 (労働局商工部地域産業振興理 (対量 (大量 (大量 (大量 (大量 (大量 (大量 (大量 (大量 (大量 (大		: :	ヨ 武武洲	į	株式会	東久留	スーパ		美ささ	一ほか	八 王 子	商業施	(仮 称	仕地及び	東京都	Ц		がり概要	, : :	東京駅	法 (平		立地法	1		たし、正開九時三	こを除く	-成元年	ただし、	相信区西	小都 産業	三年九	元なし
日    日    日    日    日    日    日    日		3/2/	ダブス		社 S M	米市上	ービバ		不動産	]   		設ビル	:) 美 さ	設置者				を公告		の意見	成十年		に基っ	: - : : :		午からか	` ``	東京都	、 東京 日四日	新宿二	労働局	月十五	
T		2	り光袋	1	B C信	の原二	ホーム	: 1 : :	株式会は	] = =	町三丁		さ不動き	名				L H		につい	法律第-		く東京	ĺ		午後一覧		条例第-	都の休息	丁目八五	商工部	日	
・     a     本     四     土     口     を     余     号     見     を     十     ご     正     万     見     を     十     こ<			アルコ	í I	乱銀行	丁目二	東久留	. 1	仕		日白五		産西 八て		百合			認意 見 -			九十一日		都の意	S Ē		時までな	 	十号)	日に関す年十一日	番一号)	地域産		
			・泄袋:	<u>]</u>		番地ほか	* 店			-  -  -  -  -	当十五系		土子駅前		子			を縦覧に		余第 六百	亏) 第八		兄			<b>を除く。</b> 十分まで		に定める	<b>りる条例</b> 月四日セ	_	<b>亲振興</b> 罪		

第17430号)		東	<b>京 者</b> 五	3 公	· 報		三		令	和3	年1(	0月∠	4日 一	(月曜日)	) 8
<del>3</del>	雑		A 縦覧時間		縦覧期間		一縦覧場所	イ 意見の通知日				ア概要	東京都の意見の概	置者名	イ 店舗所在地
747	報	でを除く。	まで。ただし、正午から午後一時ま午前九時三十分から午後四時三十分	年東京都条例第	こだし、東京郡の木引十月四日から同年十一	号) 一号,一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一	(所育又国所育二二目し香都産業労働局商工部地域産業)	令和三年九月十四日	断して、意見なしとする。	に基づく指針を勘案し、総合的に判	ともに大規模小売店舗立地法第四条ごいては、区市の意見に西意すると	つっては、区方の意乱こ己意下あた一一から三までの店舗に係る届出に	要	株式会社セブン&アイ・アセットマ	か豊良区南池袋一丁目二十八番一号ほ
耳三二一 十九八七 六五	四 =	: <u> </u>	•	十九	八	七	六	Ŧī.	四 三		_			れ 第 た 六	5 当
世ん金の総額 りさばき及び当せん金支払手数料 りさばき及び当せん金支払手数料 の他発売経費 の他発売経費	期間 額	及び枚数		の他託申請期限	発売経費	売りさばき及び当せん金支払手数料 歌	の範囲	ん金の総額	· 11	及び枚数	,	回 会 系	全国都道府県知	令和三年十月四日れた日までに申請してください。	10月20日に、 このこの で付証票の発売について、当せんん金付証票の発売委託について
大三百円 一記三百万枚 大三百円 一記三百万枚 本語を除く全ての事務 一記三百万枚 大百十四回全国自治宝くじ 九百十四回全国自治宝くじ 九百十四回全国自治宝くじ 九百十四回全国自治宝くじ 九百十四回全国自治宝くじ	令和四年一月二十六日から同年三月三十一日ま一枚二百円	てごう 二手万枚 一番 二手万枚	九百十一	受託事務の履行は、当せん金付証票法その他関令和三年十月十八日	発売総額に対して「億三百五十万円百円	売総額に対して	<b>国を余く全ての事务当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企</b>	売総額に対して八億五千五百万円	令和四年.月十二日から司年二月八日まで一枚二百円	. 億	百十回全国自治宝くじ	豆 東京し	定えご事务協議知事及び二十指	告しますがら、受託を希望する銀行等	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

_	(第17430号)	東	京	都	公	報	令和3年10月4日(月曜日)	10
発 行								
発 電話 ○三(五三二一)一一一一(代)   郵(石三二十一)一一一一(代)   郵(居三一十一)   平京都新宿区西新宿二丁目八番一号   番   号(1)     1     1     1     1     1     1								
話								
○ 新 =								
三								
二 宿 🌣 📙								
- ]								
一八								
一番								
5 号都								
郵便番号								
定価								
一								
。月   郵								
送六								
き 六 _								
<u> </u>								
印刷所								
電東勝								
都美								
三 差 前								
八 山 桐								
五 目 二 十 式								
(解送科を含む。)□「電話(○三(三八一二)五二○一(代))解113一一箇月 六、六○○円 刷 東京都文京区白山一丁目十三番七号 優元を号 三○円 所 勝 美 印 刷 株 式 会 社 号10日   一								
(代世								
ラ号社								
郵便番号 ┃ [13-0001 ┃								
FSC ミックス 紙 FSC* C006270								
FSC								
#. FSC* C006270								